

第15回水先人の人材確保・育成等に関する検討会（議事概要）

第15回検討会については、新型コロナウイルス感染に関する対策として、対面による会議は行わず、書面開催とした。（第三次とりまとめ 5月28日）

1. 議事

- (1) モニタリング委員会の取組みの評価及び次年度以降の対応
- (2) 水先人の養成定員の見直し
- (3) 中小規模水先区における新規免許・複数免許取得時の支援の見直し
- (4) 第三次とりまとめ案
- (5) その他（水先類似行為の実態調査（外航クルーズ船及び外航貨物船関係））

2. 議事概要

各委員へ資料及び第三次とりまとめ案を照会したところ、以下の概要のとおり、意見（●）があり、事務局の考え（○）を示した。

(4) 第三次とりまとめ案

Ⅱ. 1. 水先人の安定的な確保のための二級及び三級水先人の養成定員の見直しについて

●一級水先に参入する者の割合は、直近5年間の実績から54%と見込む（一部省略）」とあるが、これは退職者総数が少ないがゆえに関連会社或いはバースマスター等に当て込む必要があったためであり、今後は参入する者の割合はもっと高くなることが予想される。従い、今後3年間の採用人数に関しましては、一級水先の採用人数を注視しつつ、二級水先人は毎年5名程度、三級水先人は毎年0名+ α とすべき。

●三級水先人の養成定員は、連合会としては3年の間隔で見直すことを前提とし、令和3年～同5年まで毎年5人+ α （ α は5人以下）とすることが適当と考える。資料にあるとおり、三級水先人の就業年数は一級水先人（約15年）より長期間（40年以上）となるため、水先人全体の規模が過剰にならないよう考慮する必要がある。また、等級別免許制度が導入され、船長経験のない学卒者等にも水先人への道が開かれた意義も考慮しつつ、適時適切に養成定員について検討するのが妥当。

○三級水先人の養成定員は、五大区のうち、内海水先区では、長期的な計画として毎年2名の水先人を確保するとしており、水先人関係者からも、1級水先人の応募状況も不安定であり、当面（3年間）は、毎年5名程度の募集を考えるのが望ましいとのこと。また、応募者0人の可能性もある養成定員の示し方では、就職先として三級水先人を目指す者がいなくなるとも考えられるため、原案どおりとする。

Ⅱ. 2. 安全かつ円滑な水先業務の確保のため各水先人会が改正した水先人会会則の実効性の検証

●会則強化に伴い業務制限や再教育訓練等は実施しているが、不適切運航や品位欠如として報告される件数は増加しており、安全確保のための手法として会則の強化を行い、諸策を実行していることは確認できるが、会則強化が安全確保に実効が上がっているかど

うかは、モニタリングによる評価検証を継続する必要があるとの理解。このため、「実施効果があったと評価されたことから、現時点においては、水先引受主体の法人組織の叩き台を作るための調査・検討は開始しないこととする。」とあるが、実施効果があったと評価するのは時期尚早であり、法人組織の調査・検討を開始しないと断定するのは早いと考える。逆に、会則強化の実効性評価にこれからも時間を要する状況なので、時間を要すると予想される法人組織の調査・検討を並行して実施すべきと考える。

●現在のモニタリング委員会では実際に発生した事故については取り扱わないこととなっているが、このために非常にクリティカルな水先人の不安全行動が適切に評価されていないか又は情報として共有されていない場合があり、そのために船社が不利益を被っている場合もある。また、同じ水先人が繰り返し不安全操船を行った情報があるがモニタリング委員会では報告されていないことから、安全運航が達成しているかで評価検証するようモニタリング内容の強化についても検討すべきと史料。

●連合会としては、海難事故が発生した場合も、モニタリング委員会とは別に、必要に応じ、ユーザー（船社）へその対応を報告し、ご理解いただいているところ。今後もできるだけユーザーからの要望に応えたい。

○モニタリング委員会における水先人会則の実効性の検証は、安全確保のための実行効果ではなく、会則どおり、諸施策がきちんと対応できているかの評価検証をするもの。また、モニタリング委員会を継続する理由は、本委員会を開催することにより水先人自らによるガバナンスが、より効果的に発揮されている面もあることから、もうしばらく継続して動向を見守るといふもの。これは不適切運航や品位欠如として報告される件数の増加にも現れており、水先人自らにより細かな部分まで報告されるようになったもので、会則の実効性を鑑みるとよい傾向と考える。

このため、第二次とりまとめにある考え方に基づき、上記の実施効果が評価され、実効効果がないとはいえない現時点では、水先引受主体の法人組織の叩き台を作るための調査・検討は開始しないというもの。これは水先引受主体の法人組織化を検討課題から除くものではなく、今後の状況を見ながら、検討していきたい。

今後、会則の実効性として、安全確保の観点まで掘り下げるのであれば、次回以降のモニタリング委員会や検討会等の場で具体的なお提案をいただきたい。

II. 3. 中小規模水先区対策

●引受基準の緩和、複数免許の取得促進に伴い、中小水先区の水先人不足問題はある程度の緩和に繋がるとは考えるも、募集をかけても応募者が現れない水先区も多々あり、将来の中小規模水先区対策を考える場合、水先区の改編（統合）等、もう少し大掛かりとなる抜本的対策が必要。また、これに伴い、当該改革には、水先引受主体の法人組織化も併せて検討すること重要であると考え。

○現状、派遣支援が円滑に行われ、今後も計画的に実施されることから、当面、中小規模水先区において水先業務に支障を来すことはないと考え。また、これまで応募者が現れなかった水先区においても、支援手当の支給の効果により、応募者がいなかった水先区においても応募があり、改善傾向が見られる。このような現状から中小水先区の統合等

の検討は、将来的な検討課題として、引き続き取り組むこととし、原案どおりとする。

II. 4. 内海水先区対策

- 内海水先区の対策が功を奏し、後継者確保についてある程度の見通しが立ってきていると感じる。また、エンドユーザーである荷主からも大分・姫路の対策には評価を得ており、当該対策を継続して頂きたいと思う。また、モニタリング委員会の評価検証項目から外すことに異論はない。

その他

- モニタリング委員会の活動継続は上記諸問題の解決に向け、非常に重要であり、水先人の不適切運航・品位欠如として報告される件数が増加しているうえに、モニタリング委員会において十分な情報が検討されていない蓋然性も否定できない状況にもあることから、「これらの対策について、日本水先人会連合会、各水先人会及び所属水先人の真摯な取り組みにより、実施効果があったと評価された」と評価するのは時期尚早であるといえ、現段階で「水先引受主体の法人組織の叩き台を作るための調査・検討は開始しない」と結論付けるには無理がある。引続きの検討、例えば、水先人業務に対する法人形態の最適解を調査・検証等を実施することが必要であると思慮。

○上述のとおり、モニタリング委員会で求められていた評価検証の課題として、実効効果があったと考える。

水先引受主体の法人化は、今後検討しないというものではない。引き続き、今後の状況を見ながら検討したいと考える。

(5) その他 水先類似行為の実態調査

○水先類似行為調査の結果については、個人の資質に関する内容等が含まれているため、資料の公表は行わないこととする。

○次回の検討会において、実態調査の結果を受けた今後の対応（検討内容、検討の進め方等）について、ご審議願いたい。